

日本防犯設備協会 優良防犯機器認定制度

資格審査申請用 書類作成要領書

2008年（平成20年）	10月6日	発行
2008年（平成20年）	12月1日	改正
2009年（平成21年）	1月14日	改正
2011年（平成23年）	5月15日	改正
2012年（平成24年）	10月17日	改正
2014年（平成26年）	5月7日	改正
2014年（平成26年）	9月4日	改正
2015年（平成27年）	2月17日	改正



公益社団法人 日本防犯設備協会

優良防犯機器認定制度

資格審査用申請書類 作成要領書

資格審査用申請書類は、以下の方法を参考に作成してください（様式は特に規定しません）。

第1条 適用範囲

1.1 生産工場一覧表（防犯カメラ・デジタルレコーダ）

複数の機器品目、複数の型式を生産している工場を、下表の通り同時に申請します。

（複数の場合は、総て記載してください。この欄に記載できない場合は、別紙添付あるいは任意に欄を追加してください）。

【申請機器品目】

（ 年 月 日現在）

機器品目	型式名		備考
防犯カメラ	新規申請 メイン型式	シリーズ型式	
デジタルレコーダ	新規申請 メイン型式	シリーズ型式	

【生産工場一覧】

（ 年 月 日現在）

	工場名称／住所	備考
生産工場 No.1	工場名： 住所：	防犯カメラ/ デジタルレコーダ
生産工場 No.2	工場名： 住所：	防犯カメラ/ デジタルレコーダ
生産工場 No.3	工場名： 住所：	防犯カメラ/ デジタルレコーダ

1.2 生産工場一覧表（LED防犯灯）

複数の機器品目、複数の型式を生産している工場を、下表の通り同時に申請します。

（複数の場合は、総て記載してください。この欄に記載できない場合は、別紙添付あるいは任意に欄を追加してください）。

機器品目	型式名	備考
LED 防犯灯		

【生産工場一覧】

（ 年 月 日現在）

	工場名称／住所	備考
生産工場 No.1	工場名： 住所：	LED防犯灯
生産工場 No.2	工場名： 住所：	LED防犯灯
生産工場 No.3	工場名： 住所：	LED防犯灯

第2条 申請事業者の資格

2.1 申請者は、優良防犯機器認定制度規程を遵守することを誓約すること。

記入例「弊社は、優良防犯機器認定制度規程を遵守することを誓約します。」

以下、記入欄：

--

2.2 申請者は、申請を行う防犯機器に係る瑕疵担保責任を負うこと。

2.1 で規程遵守誓約があれば、以下の企業概要等の図書を提出することで2.2項を代替する。

(年 月 日現在)

企業概要	要求条件等記載内容	備考
申請事業者の名称		申請する事業部門でも可とする。
創立年月日		
代表者		
資本金		
事業内容（概要）		
従業員	代表会社 合計：約 人 申請事業部門 合計：約 人	申請事業者の代表会社
主な所属団体		

第3条 供給体制に係る要求事項

3.1 生産工場の品質管理に係る要求事項

ISO9001(2000年版)に沿った品質マネジメントシステムは、下記の3.1.1(1)あるいは3.1.1(2)のとおり導入しています。

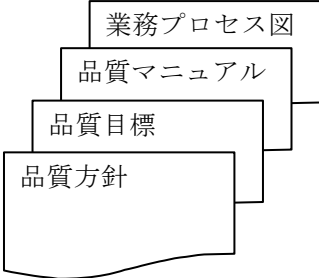
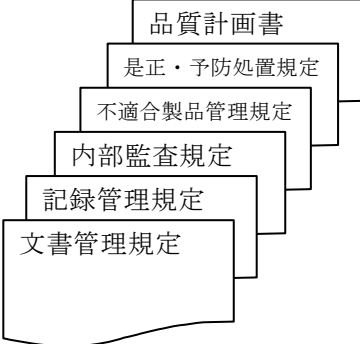
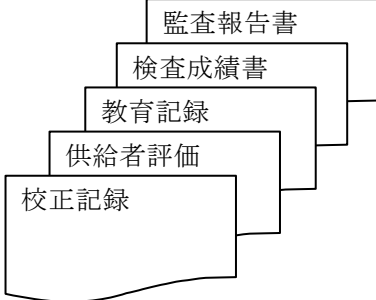
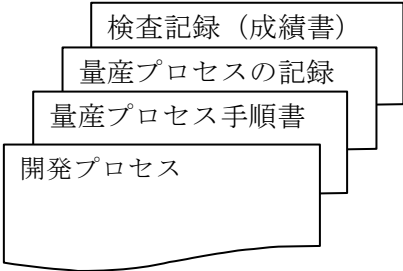
3.1.1 (1) 認証機関によって認証されている場合

項目	要求条件等	備考
申請する生産工場の適合登録証の写し	現在有効な ISO9001 の適合登録証の写し	海外審査機関による認証登録の場合は、追加資料（日本語）を要求する場合がある。

3.1.1 (2) 認証機関によって認証されていない場合

以下の表の項目について、文章及び記録に関する図書（書類）を提出します。

項目	要求条件等記載内容	備考
3.1.2 生産工場 (1) 生産工場の概要	(a) 生産工場の名称 (b) 所在地（住所） (c) 敷地面積 (d) 建物面積 (e) 工場レイアウト (f) 工場責任者 (g) 大代表電話、FAX 等	

<p>3.1.3 品質管理 (1) 品質マニュアル等</p>	<p>品質マネジメントシステムの計画の文書化</p> 	<p>(初回審査は、事前訪問調査の対象扱いとする場合があります。その時には実費精算の費用負担を行います。)</p>
<p>(2) 規定及び手順書</p>		
<p>(3) 記録</p>		
<p>(4) 定期監査記録</p>	<p><input type="checkbox"/> 監査機関による定期監査の品質記録を提出します。 <input type="checkbox"/> 自主監査の品質記録を提出します。</p>	<p>(例) UL の工場検査等</p>
<p>(5) 各機器品目における代表モデルの手順書及び記録</p>		<p>機器品目： ① 防犯カメラ ② デジタルレコーダ</p>

3.1.4 その他品質保持に必要な項目

- (1) 品質管理が計画的に実施されていること。
- (2) 品質管理を適正に行うために、責任と権限が明確にされていること。
- (3) 品質管理を推進するために必要な教育訓練が行われていること。

3.2 製品を供給する販売体制等に係る要求事項

3.2.1 苦情等対応窓口の体制について (年 月 日現在)

項目	要求条件等	備考
苦情対応窓口	<p>苦情対応窓口は、下記（あるいは別紙の）とおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問合せ窓口の一覧表は、下記の標準様式に基づくこと。 ・機器品目毎に、問合せ窓口の有る場合は、区別して記載すること。 ・国内に苦情対応除外地域がある場合、該当地域とその事由を明記のこと。 	

【標準様式】苦情対応窓口（問合せ窓口等）の一覧表の記載例

会社名／対応部署	住所・連絡先	受付時間
株式会社	〒100-0013 住所：東京都港区浜松町 1-12-4 (第2長谷川ビル)	日曜、祝日除く 9:00～17:30
http://www.ssaj.or.jp		
部署名 事務局	TEL : 03-3431-7301 FAX : 03-3431-7304 e-mail : rbss.aaaa /bbb.ccc.ddd	日曜、祝日除く 9:00～17:30

3.2.2 製品の流通・継続供給等の体制について

項目	要求条件等	備考
製品の流通・継続供給等の体制	<p>販売ルートは、下記（あるいは別紙の）とおりです。</p> <p>国内に販売除外地域がある場合、該当地域とその事由を明記します。</p> <p>【販売ルート】</p> <p>カタログ等に記載の販売拠点の写しを添付します。</p>	

3.3 故障修理等のアフターサービス体制等に係る要求事項

故障修理等のアフターサービス体制等については、3.3.5 項の内容に合致する場合に、適用除外を申請することができます。

本申請は、表の中の○印が該当します。

項目	選択	要求項目等	提出書類	
			各項目で要求されるもの	除外理由
除外なし	[]	3.3.1～3.3.4 項	必要	不要
一部除外	[]	3.3.1～3.3.4 項	必要	必要
全て除外	[]	なし	不要	必要

3.3.1 故障修理等相談窓口の体制について

項目	要求条件等	備考
故障修理等相談窓口	故障修理等相談窓口は、下記（あるいは別紙の）とおりです。 国内に修理除外地域がある場合、該当地域とその事由を明記します。 （例）カタログ、取扱説明書等に記載の故障修理相談拠点の写しを添付します。	故障修理相談窓口として、お客様相談窓口、販売拠点が兼用している場合はその旨を記述すること。

3.3.2 修理対応の実施体制について

項目	要求条件等	備考
製品の修理対応の実施体制	製品の修理対応に関する実施体制は、下記（あるいは別紙の）一覧のとおりです。 （例）カタログ、取扱説明書等に記載の修理拠点の写しを添付します。	

3.3.3 補修パーツ等の供給体制について（防犯カメラ、デジタルレコーダ（防犯用））

項目	要求条件等	備考
(1) 補修パーツの供給体制	申請者は、補修パーツの供給を 3.3.1 の窓口を通じて供給します。	
(2) 補修パーツの供給等	(例) 補修パーツの供給等について、取扱説明書の冒頭に記述しています。	
(3) 性能維持に必要な補修パーツ	補修パーツ供給可能期間：[]年以上 (例) サービスセンターの一覧表 ・取扱説明書（又は製品仕様書）等 (無償修理期保証書の写しでも可)	PC ベースデジタルレコーダ”等は、注記 ⁽¹⁾ を満足すること。
(4) 補修パーツを交換（修理）する場合	代表的な補修パーツを交換（修理）する方法は、下記の添付資料に記載しております。 (例) ① サービスマニュアル ② テクニカルガイド	①、②の提出資料は、電子データ PDF 版（CD-R 保存）とすること。

注記⁽¹⁾ 資格審査基準では、“性能維持に必要な補修パーツの最低保有期間を7年以上”としている。“2012.8.31”の改正において、機器品目“デジタルレコーダ”のうち“PC ベース

デジタルレコーダ (PC サーバータイプ含む)”に限定し、下記の要件を満足する場合は“最低保有期間を5年以上”でも可とすることが追加された。

【要件】

- ・公の書類（製品仕様書あるいはカタログ等購入前に知り得る書類）に下記内容①と②が記載されているものを提出すること。なお“記載資料及びその記載頁”を明示すること。
- ① 補修パーツの最低保有期間5年以上について
- ② 補修パーツの対応方法及びメンテナンス対応方法等について（メンテナンス契約等があればそれらも含めること）

3.3.4 補修パーツ等の供給体制について (LED 防犯灯)

項目	要求条件等	備考
(1) 補修パーツの供給体制	申請者は、補修パーツの供給を 3.3.1 の窓口を通じて供給します。	
(2) 補修パーツの供給等	(例) 補修パーツの供給等について、取扱説明書の冒頭に記述しています。	
(3) 性能維持に必要な補修パーツ	補修パーツ供給可能期間：[]年以上 (例) サービスセンターの一覧表 ・取扱説明書（又は製品仕様書）等 (無償修理期保証書の写しでも可)	
(4) 補修パーツを交換（修理）する場合	代表的な補修パーツを交換（修理）する方法は、下記の添付資料に記載しております。 (例) ① サービスマニュアル ② テクニカルガイド	①、②の提出資料は、電子データ PDF 版 (CD-R 保存) とすること。

【改訂履歴】 改訂・追加・訂正・削除などの履歴

(7) 2015. 2.17 改正

【改正前】

第3条 供給体制に係る要求事項

3.1 生産工場の品質管理に係る要求事項

3.1.1 (1) 認証機関によって認証されている場合

項目：申請する生産工場の適合登録証の写し（有効期間3年以内）

【改正後】

項目：申請する生産工場の適合登録証の写し

(6) 2014. 9.4 改正

【改正前】

第2条 申請事業者の資格

2.2 申請者は、申請を行う防犯機器に係る瑕疵担保責任を負うこと。

（申請書の「規定遵守」の文言にて代替とする。書類提出不要）

記入例「弊社は、申請を行う防犯機器に係る瑕疵担保責任を負います。」

以下、記入欄：

【改正後】

第2条 申請事業者の資格

2.1 申請者は、優良防犯機器認定制度規程を遵守することを誓約すること。

記入例「弊社は、優良防犯機器認定制度規程を遵守することを誓約します。」

以下、記入欄：

--

2.2 申請者は、申請を行う防犯機器に係る瑕疵担保責任を負うこと。

2.1 で規程遵守誓約があれば、以下の企業概要等の図書を提出することで2.2項を代替する。

(5) 2014. 5.7 改正

- ・1.2 生産工場一覧表（LED防犯灯）追加
- ・3.3.4 補修パーツ等の供給体制について（LED防犯灯）追加

(4) 2012. 10.17 改正

- ・資格審査基準の一部改正（2012.8.31）に基づき、機器品目デジタルレコーダに係るPCベースデジタルレコーダ（PCサーバータイプを含む）の場合に限り、本機器審査基準に追加される要件について青字追記した。

(3) 2011.5.15 訂正

- ・“公益社団法人 日本防犯設備協会”への新法人移行による名称変更

(2) 2009.1.14 訂正

- ・1.1 生産工場一覧表の表（記載用式）を変更した。

(1) 2008.12.1 訂正

- ・2.2 提出書類不要の追記、3.1.4 “その他品質保持に必要な項目”の追記、3.2.1、3.2.2及び3.3.1 “要求条件、備考欄”を修正追記した。